

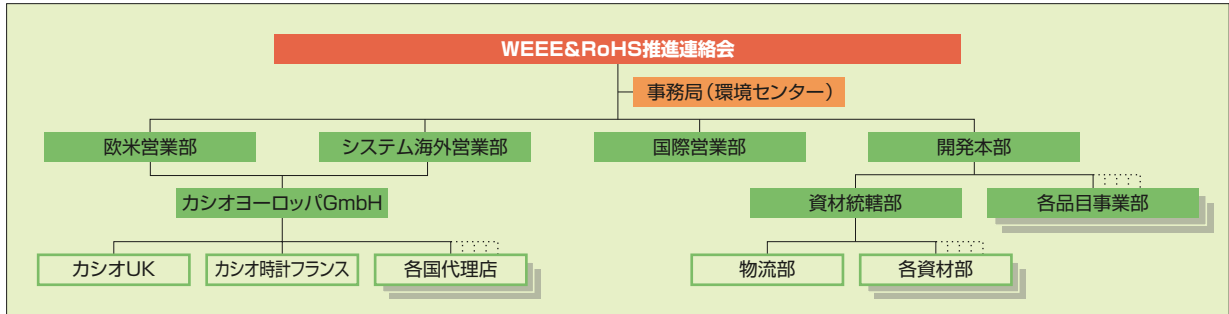
WEEE&RoHS指令への対応

■ 推進体制

WEEE&RoHS指令は、ともに欧州共同体 (EU) における法規制です。WEEE指令は電気電子機器の回収リサイクル体制の構築を義務づける指令、またRoHS指令は電気電子機器に含まれる特定有害物質 (鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、臭素系難燃剤のPBBおよびPBDE) の使用を禁止する指令で、これらの内容に沿った法律を欧州各国が制定し、施行することになっています。

カシオ製品は全てWEEE指令、RoHS指令の対象製品となるため、これら法規制に適合させるための取り組みを、関連するカシオグループ全社で推進しています。2004年には、その推進組織として、国際営業部、欧米営業部、システム海外営業部、開発本部、資材統轄部の物流部および各資材部、各品目事業部、環境センター (事務局) からなるWEEE&RoHS推進連絡会を設置しました。

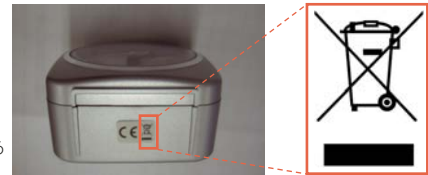
WEEE&RoHS指令への対応推進体制



■ WEEE指令への対応に向けた取り組み

カシオでは、WEEE指令の定める実行期限 (2005年8月13日) までに、欧州における回収リサイクル体制を構築するため、カシオヨーロッパ GmbH (ドイツ) と各国法制の制定内容の情報交換を行いながら、現地リサイクル業者との間に収集・リサイクル力、再資源化処理能力、処理に関わるコストなどを考慮したアライアンス契約を締結するため、業者選定を進めています。

また、8月13日以降に販売される製品について、本体 (取扱説明書、保証書) にWEEE指令の指定マーキングをつけるための準備を進めています。



目覚まし時計に対するマーキング実施例

欧州各国における法制化動向

EU加盟各国はWEEE指令の法制化に向けて、一般消費者を対象とした回収/リサイクルシステムの技術的整備を急ピッチで進めています。特に、決められた回収場所の制約等により、カテゴリーコンテナ (廃電気電子機器の分類コンテナ) の設置個数等が検討されています。(ドイツのカテゴリーコンテナは写真のとおり)

また、フランスにおいては、関係産業セクター41グループと

ADEME (仏環境エネルギー制御局) が負担し、仏北西部ナント地区 (人約55万人) において2002年7月~2004年6月の2年間にわたり、廃電気電子機器の回収・リサイクル実験を行い、回収量・回収ルート・再資源化率の検証を行うなど、各国ごとに運用検討が進められています。



ドイツのカテゴリーコンテナ

■ RoHS指令への対応に向けた取り組み

RoHS指令に対するカシオの取り組みとしては、2006年7月1日以降に欧州に上市する製品について、特定有害物質6物質を全廃すべく取り組んでおり、環境行動目標において全廃時期を2005年12月末と定めています。

具体的な取り組みとしては、購入部品における特定有害物質6物質の含有調査 (均質材料当たりの含有率) を行うため、グリーン調達基準書を改訂し、お取引先様からの調査データをすべてデータベース化しました。ここでは、RoHS指令で特定された6物質に加え、カシオが指定した化学物質を加え、全体で26物質群についてデータベース化しています。

設計者はこのデータベースを使用し、部品選定時においては各種法規制適合状況や安全性を確認し、製品出荷判定時においては化学

物質環境監査 (製品を構成する全部品をグリーン調達データと照合し、最終的に問題のないことを確認) を実施しています。

また、必要に応じて部品の現物確認が行えるよう、蛍光X線分析装置を導入し、社内では含有調査が行える体制を構築しています。

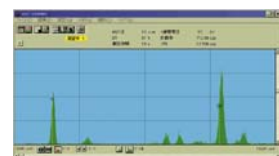


化学物質DB

化学物質環境監査シート



蛍光X線分析装置



蛍光X線分析